

茨城県報 第7361号

昭和60年7月4日

木曜日

目次

告示

	ページ
●保険医等の登録(保険課)	1
●受胎調節実地指導員の指定(保健予防課)	2
●保安林の指定予定(林業課)	2
●漁業災害補償法に基づく水域等の一部改正(漁政課)	3
●土地改良事業の認可(2件)(農地管理課)	5
●土地改良法に基づく換地処分(2件)(")	5
●道路の区域変更(4件)(道路維持課)	5
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所)	7

公告

●予防接種の業務を行う医師(保健予防課)	10
●林業種苗生産事業者の登録(林業課)	11
●基本測量の終了(用地課)	11
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課)	11
●道路位置の指定(")	12

告示

茨城県告示第1002号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹内藤男

氏名	登録記号番号	登録年月日
方 宇 寿 恒	茨 医 5 6 7 5	60. 6. 1
酒 井 真 理	" 5 6 7 6	60. 6. 8
山 本 弘 之	" 5 6 7 7	60. 6. 14
岩 間 英 明	茨 歯 1 7 2 0	60. 6. 13
吉 原 正 子	茨 薬 1 0 2 5	60. 5. 23
広 木 淳 子	" 1 0 2 6	60. 5. 31
宮 田 泰 子	" 1 0 2 7	"

盛 中 栄 子	"	1 0 2 8	60. 6. 8
正 田 裕 子	"	1 0 2 9	60. 6. 14
柴 田 恭 子	"	1 0 3 0	60. 6. 17

茨城県告示第1003号

優生保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所 茨城県水戸市千波町506番地

氏 名 吉 村 朋 子

茨城県告示第1004号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定を予定している保安林の所在場所

高萩市大字上君田字滝ノ倉332の1, 333の2, 400の1から400の3まで, 402の1, 402の6, 字入ノ沢386の1, $\left. \begin{matrix} 387 \\ 399 \end{matrix} \right\}$ 合, 398, 字石ヶ久保388, 390から393まで, 390の1, 395から397まで, 403の2, 404, 字宿ノ上409, 409の1, 409の2, 410から412まで, 414, $\left. \begin{matrix} 413 \\ 435 \end{matrix} \right\}$ 合, 415, $\left. \begin{matrix} 417 \\ 421 \\ 425 \end{matrix} \right\}$ 合, 418から420まで, 422, 422の1, 423, $\left. \begin{matrix} 424 \\ 436 \end{matrix} \right\}$ 合, 425, 426, 430, $\left. \begin{matrix} 431 \\ 432 \end{matrix} \right\}$ 合, 434, 437, 438, 438の1, 443, 443の1から443の3まで, 460から462まで, 466, 字宮ノ沢440, 441, 字手節795から798まで, 798の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

ア 立木の伐採の方向

(ア) 主伐に係る採種は定めない。

(イ) 主伐として伐採することができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、関係書類を茨城県庁及び高萩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1005号

昭和49年11月1日茨城県告示第970号で告示した漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号ロの規定による水域並びに同法第108条第1項及び第108条の2第3項の規定による区域及び区分の一部を次のように改正する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

3 法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

加入区の名称	区 域	区 分
北茨城加入区	北 茨 城 区 域 (平潟漁業協同組合の地区 大津漁業協同組合の地区 会瀬漁業協同組合の地区)	① 漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業のほか網漁具を定置して営む漁業 ② 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により棒受網を使用して営む漁業 ③ 漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業 ④ 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業 ⑤ 総トン数10トン以上の漁船によりいか釣を行う漁業 ⑥ 漁船の合計総トン数が100トン以上の漁船によりまき網を使用して営む漁業
川尻加入区	川 尻 区 域 (川尻漁業協同組合の地区)	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業
久慈加入区	久 慈 区 域 (久慈町漁業協同組合の地区 久慈浜丸小漁業協同組合の地区)	① 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により棒受網を使用して営む漁業 ② 漁船の合計総トン数20トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業 ③ 総トン数10トン以上の漁船によりいか釣を行う漁業 ④ 総トン数10トン以上の漁船によりさば釣を行う漁業 ⑤ 漁船の合計総トン数が100トン以上

		<p>の漁船によりまき網を使用して営む漁業</p> <p>⑥ 漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号。以下「政令」という。)第1項第10号に掲げる漁業</p>
三浜加入区	<p>三 浜 区 域</p> <p>(磯崎漁業協同組合の地区 平磯漁業協同組合の地区 那珂湊第一漁業協同組合の地区 那珂湊漁業協同組合の地区 磯浜漁業協同組合の地区 大洗町漁業協同組合の地区)</p>	<p>① 総トン数5トン以上20トン未満の漁船による底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により棒受網を使用して営む漁業</p> <p>② 漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業</p> <p>③ 総トン数10トン以上の漁船によりいか釣を行う漁業</p> <p>④ 総トン数10トン以上の漁船によりさば釣を行う漁業</p> <p>⑤ 漁船の合計総トン数が100トン以上の漁船によりまき網を使用して営む漁業</p> <p>⑥ 政令第1項第10号に掲げる漁業</p> <p>⑦ 政令第1項第10号の2に掲げる漁業</p>
波崎加入区	<p>波 崎 区 域</p> <p>(波崎漁業協同組合の地区 波崎共栄漁業協同組合の地区)</p>	<p>① 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により棒受網を使用して営む漁業</p> <p>② 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業</p> <p>③ 漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業</p> <p>④ 総トン数10トン以上の漁船によりいか釣を行う漁業</p> <p>⑤ 総トン数10トン以上の漁船によりさば釣を行う漁業</p> <p>⑥ 漁船の合計総トン数が100トン以上の漁船によりまき網を使用して営む漁業</p> <p>⑦ 政令第1項第10号に掲げる漁業</p> <p>⑧ 政令第1項第10号の2に掲げる漁業</p>

茨城県告示第1006号

昭和60年2月8日付けで美野里町長外之内光男から認可申請のあつた竹原中郷地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和60年6月24日認可した。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1007号

昭和60年4月30日付けで那珂郡山方町大字諸沢3987番地中島博史ほか3名から認可申請のあつた諸沢地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和60年6月26日認可した。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1008号

昭和60年5月1日付け農管指令第211号をもつて認可した下大門地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1009号

昭和60年4月27日付け農管指令第208号をもつて認可した踊沢地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1010号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和60年7月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 沼田下妻線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字国松 字東八反田159番地から	旧	最大 ^{メートル} 8.30	^{メートル} 917.00	
		最小 4.70		
同郡 同町 大字中管間 1225—2番地まで	新	最大 8.30	917.00	
		最小 4.70		
		最大 40.00	1,142.00	道路改良工事
		最小 7.60		

茨城県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和60年7月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 下館筑波線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字国松 316—2番地から	旧	最大 ^{メートル} 7.30	^{メートル} 231.00	
		最小 7.10		
同郡 同町 同大字 298—2番地まで	新	最大 14.10	231.00	
		最小 7.10		
				道路改良工事による 拡幅

茨城県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和60年7月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田玉造線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡北浦村大字小幡 字上ノ宮1083—9番地	旧	最大 ^{メートル} 25.70	48.00 ^{メートル}	
		最小 15.10		
	新	最大 21.70 最小 15.10	48.00	不用地処分

茨城県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年7月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上君田大能線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字上君田字君田 699番1地先から	旧	最大 ^{メートル} 10.50	2,012.00 ^{メートル}	
		最小 3.50		
同市 同大字 字山口 92番1地先まで	新	最大 10.50 最小 3.50	2,012.00	道路改良工事
		最大 25.00 最小 6.00	1,940.00	

茨城県告示第1014号

鹿島郡鹿島町に事務所を置く鹿島湖岸北部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地
改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定
により公示する。

昭和60年7月4日

茨城県銚田土地改良事務所長 皆 川 勝

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字爪木810の2	理 事	君和田 正 輔	
" " 大字須賀440の1	"	木之内 幹 一	
" " 大字大船津2256の1	"	岡 野 帯巳夫	
" " " 2935	"	海老澤 久 雄	
" " 大字爪木199	"	君和田 宣 夫	
" " 大字須賀872の1	"	細 田 新 平	
" " 大字神向寺483	"	大久保 勝之助	
" " 大字田谷664	"	山 野 市 郎	
" " 大字沼尾380	"	塚 原 義 康	
" " 大字猿田227	"	増 古 三 郎	
" " 大字山之上198	"	原 通	
" " 大字田野辺483	"	生井澤 嘉 一	
" " 大字宮中4887の1	"	柳 町 福太郎	
" " " 3351	"	栗 崎 清 一	
" " 大字清水86の6	"	飯 島 徳 好	
" " 大字明石54の1	"	大 川 源 一	
" " 大字清水1719の2	"	重 藤 清	
" 大野村大字荒野106	"	田 口 徳 衛	
" 鹿島町大字神向寺168の2	監 事	信 田 洋 佑	
" " 大字沼尾453の1	"	生井沢 正之進	
" " 大字爪木401	"	君和田 一 郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字爪木810の2	理 事	君和田 正 輔	
" " 大字須賀440の1	"	木之内 幹 一	
" " 大字神向寺483	"	大久保 勝之助	
" " 大字大船津2256の1	"	岡 野 帯巳夫	
" " " 2935	"	海老澤 久 雄	
" " 大字爪木199	"	君和田 宣 夫	
" " 大字須賀872の1	"	細 田 新 平	
" " 大字田谷664の2	"	山 野 市 郎	
" " 大字沼尾380	"	塚 原 義 康	
" " 大字猿田227	"	増 古 三 郎	

"	"	大字山之上198	"	原	通
"	"	大字田野辺483	"	生井澤	嘉 一
"	"	大字宮中4887の1	"	柳 町	福太郎
"	"	" 3351	"	栗 崎	清 一
"	"	大字清水86の6	"	飯 島	徳 好
"	"	大字明石54の1	"	大 川	源 一
"	"	大字清水1719の2	"	重 藤	清
"		大野村大字荒野106	"	田 口	徳 衛
"		鹿島町大字神向寺168の2	監 事	信 田	洋 佑
"	"	大字沼尾453の1	"	生井沢	正之進
"	"	大字大船津2214	"	藤 枝	藤 雄

茨城県告示第1015号

常陸太田市稲木町 893 に事務所を置く稲木土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和60年7月4日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 黒 川 富 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
常陸太田市稲木町944	理 事	館 義 夫	
" 磯部町608	"	斎 藤 一 造	
" 稲木町1117— 2	"	沢 幡 得 市	
" " 984	"	沢 幡 二 郎	
" " 1071— 1	"	杉 森 善	
" " 1166	"	梶 山 司	
" " 1672	"	石 井 嘉 滋	
" 磯部町467	"	斎 藤 雪 雄	
" 谷河原町630	"	篠 原 岩 夫	
" 木崎一町805— 1	"	稲 見 春 夫	
" 稲木町1625	"	岡 崎 孝 雄	
" " 920— 2	"	片 根 忠 幸	
" 磯部町688	監 事	斎 藤 淳	
" 稲木町1158— 2	"	山 崎 軍 司	
" " 1134	"	小 林 信 三 郎	

"	"	1035	"	杉 森 進	
2	就 任				
	住 所		職 名	氏 名	摘 要
	常陸太田市稲木町944		理 事	館 義 夫	
"	"	1112-2	"	沢 幡 得 市	
"	"	984	"	沢 幡 二 郎	
"	"	1071-1	"	杉 森 善	
"	"	1166	"	梶 山 司	
"	"	1672	"	石 井 嘉 滋	
"	"	914-2	"	小 林 和 一	
"	"	1598	"	青 木 茂	
"	磯部町608		"	斎 藤 一 造	
"	"	467	"	斎 藤 雪 雄	
"	谷河原町630		"	篠 原 岩 夫	
"	木崎一町792-2		"	武 藤 四 郎	
"	磯部町688		監 事	斎 藤 淳	
"	稲木町1158-2		"	山 崎 軍 司	
"	"	1134	"	小 林 信 三 郎	
"	"	991	"	館 高 雄	

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、公告する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

水戸保健所管内

医 師 名	病 院 名	所 在 地
上 甲 宏	上 甲 外 科 医 院	水戸市本町3-1-8
高 木 英 行	水 戸 協 同 病 院	" 宮町3-2-7
尾 崎 史 郎	北 水 会 病 院	" 河和田町3003-1
白 相 光 康	白相胃腸科外科医院	" 渡里町2933-1

●林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により，昭和60年6月13日付けで次のとおり林業種苗生産事業者を登録した。

昭和60年 7 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
北総合第16号	飯 塚 守 那珂郡那珂町菅谷613	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	飯塚種苗園 那珂郡那珂町菅谷613

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を，次のとおり実施する旨通知があつたので，同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和60年 7 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 3 作業期間 昭和60年7月22日から昭和60年7月31日まで
- 4 作業地域 筑波郡筑波町

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和60年 7 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
石岡市大字石岡字一ツ木谷ツ10607番2
- 2 事業主の住所及び氏名
石岡市府中4丁目8番17号
石岡市農業協同組合
組合長理事 久保田 儀兵衛

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字鷹部屋1299の1, 1299の4

2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城1477

孝 井 政 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字福岡字逆瀬川向2516番の1, 2517番の1, 2477番並びに2484番

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷和原村大字福岡2517

株式会社 筑波産業

代表取締役 山 田 普

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市磯原町磯原字前大沢1919番126

2 事業主の住所及び氏名

北茨城市関南町仁井田263

有限会社 北進商事

代表取締役 谷 口 喜久雄

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和60年7月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第779号	60. 6. 19	小林 栄	那珂郡那珂町大 字額田北郷 611番地	那珂郡大宮町字田子内 3096-12, -42, -39 同字富士山3199-6, -7, -8	メートル 4.00	メートル 34.70

" 第783号	60. 6. 20	モリハウジ ン グ 有 限 会 社	勝田市市毛 1155番地	勝田市三反田字新堀 .3700—27	4. 00	31. 27
" 第784号	"	竹江 浩	西茨城郡友部町 東平1丁目 18番14号	西茨城郡友部町鴻巣字 葦芝260—3, —4	4. 00	18. 10
境土木指令 第219号	60. 6. 21	株式会社 保組 代表取締役 海老原政夫	岩井市大字神田 山1540—17	岩井市大字辺田字向地 601—2	4. 20	34. 88
" 第222号	60. 6. 25	モアライフ 株式会社 代表取締役 前島 晴久	東京都港区西新 橋1丁目 17番2号	猿島郡総和町大字高野 字内原365—6	4. 20	21. 00
" 第223号	"	野口 理平	岩井市大字辺田 1511番地	岩井市大字辺田字中西 1016—10, 1014—4	7. 33 4. 20	5. 07 29. 90
" 第224号	"	丸政青果 有限会社 代表取締役 青木 正夫	猿島郡総和町大 字下大野1097	猿島郡総和町大字上辺 見字鹿養大道中 1029—1	4. 20	51. 00

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所